

定額給付金の 手続きが始まります

定額給付金とは？

現在の景気後退の状況の中、住民への生活支援を行うとともに、地域の経済対策への助けとなることを目的として、住民に広く給付するもので、財源は国が負担し、給付に関する事務は市町村が行います。

給付の対象となるのは？

給付の対象となるのは、**基準日**（平成21年2月1日）御代田町において、次のいずれかに該当する方です。
①住民基本台帳に登録されている方
②外国人登録原票に登録されている方（短期滞在および不法滞在の方を除きます）

※2月1日までに生まれた方、2月1日以降に亡くなられた方も給付対象となります。

※2月2日以降、町外に転出された方へは、御代田町から給付申請のご案内をお送りします。（転出される方は、引越し先で必ず転入手続きを行ってください。転入手続きがないと、あて先が分からず、給付に必要な書類を郵送できません）

給付額は？

給付対象者1人につき、12,000円です。（ただし、基準日にお

いて65歳以上の方および18歳以下の方については20,000円）

給付は世帯単位となりますので、給付申請を行っていただく方および給付を受ける方は世帯主となります。（外国人については、各給付対象者）

給付までの流れは？

御代田町では、次の予定です。

国の関連法案の成立（3月4日）

町から各世帯あてに給付申請のご案内の送付

給付申請受付開始（3月下旬）

各世帯主から町へ給付申請手続き

受付・本人確認・申請書受理

（4月1日～10月1日）

口座振込等による給付（4月中旬以降～10月下旬）

手続きはいつまでできるの？

10月1日（木）までです。

期間を過ぎますと給付されませんので、お早目のお手続きをお願いします。

手続きはどのようにすればいいの？

次の3つの方法があります。

① 郵送申請

振込先口座を記した申請書を本人確認書類などとともに役場に郵送し、振り込みにより受給

② 窓口申請

振込先口座を記した申請書を役場窓口へ提出し、振り込みにより受給

③ 窓口現金受領

申請書を役場窓口へ提出し、後日、役場で現金により受給

※現金受領の申請ができるのは、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振り込みによる給付が困難な方が対象となります。

手続きに必要な書類は？

次の書類の添付が必要です。

① 郵送申請

申請書、振込口座の通帳の写し、本人確認書類（写真付 住基カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等）の写し。

※現在、水道料、税等の引落しに使用している口座を振込口座として指定する場合は、同じ口座であることを水道担当課、税担当課へ照会させていただきます。

② 窓口申請

申請書とあわせて振込口座の通帳、本人確認書類を窓口にお持ちください。（写しは不要）

③ 窓口現金受領

申請書とあわせて本人確認書類を窓口にお持ちください。（写しは不要）

代理による申請

世帯主に代わって申請等が行えるのは、次のいずれかの方となります。

○給付対象者である世帯主の方と同じ世帯構成員

○基準日現在世帯主の方と一緒に居住し、生計を同一にしている外国人の方

○世帯主の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた補佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）の方

○民生委員、区長、世帯主の方の親類、その他平素から世帯主本人の身の回りの世話をしている方で、町長が特に認める方

定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」等にご注意ください！

○町や県、総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

○不振に思ったら、家族、警察、役場などへ相談してください。

問い合わせ先

総務課庶務係（内線24・25）

子育て応援特別手当が支給されます

現在の厳しい経済情勢の中、国は多子世帯の幼児教育期における子育て支援を目的として、第2子以降の子が幼児教育期にある世帯の世帯主に子育て応援特別手当を支給することになりました。

該当になると思われる世帯主の方には、町から「子育て応援特別手当申請書」と関係書類を送付いたしますので、記入例等に沿って記入の上、申請してください。なお、対象になるにもかかわらず、申請書が送られていない場合、ご不明な点等は、町民課にお問い合わせください。

該当者

○平成21年2月1日現在で御代田町の住民基本台帳に登録されていること。

○3歳以上18歳以下の子(平成2年4月2日～平成17年4月1日生)がいて、なおかつ第2子以降の子が3～5歳(平成14年4月2日～平成17年4月1日生)であること。

支給金額

支給対象となる子一人あたり

36,000円。

申請期限

10月1日(木)

申請・支給方法

○郵送による申請

支給対象者が、申請書を郵送で、町に提出し、町が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む。

○窓口での申請

支給対象者が、申請書を直接町民課に提出し、町が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む。

○窓口現金受領

支給対象者が、申請書を直接町民課に提出し、後日町の窓口で、現金で受けとる。

※現金受領の申請ができるのは、金融機関に口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れている場所に住んでいる場合が対象です。

申請に必要な書類

○申請者の本人確認書類の写し(運転免許証等)

○振込先口座のわかる通帳等の写し(キャッシュカード写し等)

○代理による申請

○支給対象者である世帯主の方と同じ世帯構成員

○基準日現在世帯主と一緒に居住し、生計を同一にしている外国人

○世帯主の法定代理人

○民生委員、区長、世帯主の親類、その他平素から世帯主の身の回りの世話をしている方

その他注意事項

○ゆうちょ銀行を指定する場合は記号番号を記入してください。支店・口座番号ではありません。

○長期間使用していない口座は振り込みできないことがありますので、平素使用されている口座をご利用ください。

○海外で開設した口座は、受け取りができません。

○やむを得ず、窓口で現金支給を希望した場合は、振り込み支給より遅れますので、ご了承ください。

○申請期限までに申請がなかった場合は辞退されたものとみなします。

○申請書の不備により振込不能等で支給ができず、町で確認しても修正ができなかった場合は、申請を取り下げたものとみなします。

町からの問い合わせ

申請について不明な点がある場合は町からお問い合わせする場合がありますが、ATMの操作をお願いします。申請の代行をすること、また手数料の振込等を求めることは絶対にありません。不審な事がありましたら、町民課または、警察にご連絡ください。

問い合わせ先

町民課こども係(内線47)

光化学オキシダント

(スモッグ)

に注意してください!

春から夏にかけては、光化学オキシダントの濃度が高くなりやすい季節です。近年、全国的に光化学オキシダント濃度が上昇傾向にあり、県内でも昨年5月23日には、観測史上はじめて、佐久地域に光化学オキシダント注意報が発令されました。

光化学オキシダント注意報つてなに
県内では地域ごとに測定局があり、光化学オキシダントの濃度を24時間連続して測定しています。

測定局の光化学オキシダント濃度が基準値を超え、気象状況などからその状態が継続すると認められる場合に、長野県が県内10地域ごとに注意報などを発令いたします。

注意報が発令されたら危険なの?

注意報発令の光化学オキシダント濃度では、感受性の高い人が、目やのどに刺激を感じる程度です。

注意報の発令は、これらの方々に、自ら予防のための行動をしていただき、健康被害を未然に防ぐことが目的です。あわてずに行動しましょう。

問い合わせ先

長野県環境部
水大気環境課大気保全係

026-1235-7177